

笹賀下二子町会入会のご案内（持家世帯用）

2019年4月1日改正
笹賀下二子町会 町会長

松本市笹賀下二子地区に転入された皆様に、下二子町会への入会のご案内を致します。
内容や趣旨にご了解いただいた上で、「笹賀下二子町会入会申込書」をご記入後、隣組長経由町会長までお申し込みをお願い致します。

1. 笹賀下二子町会の概要

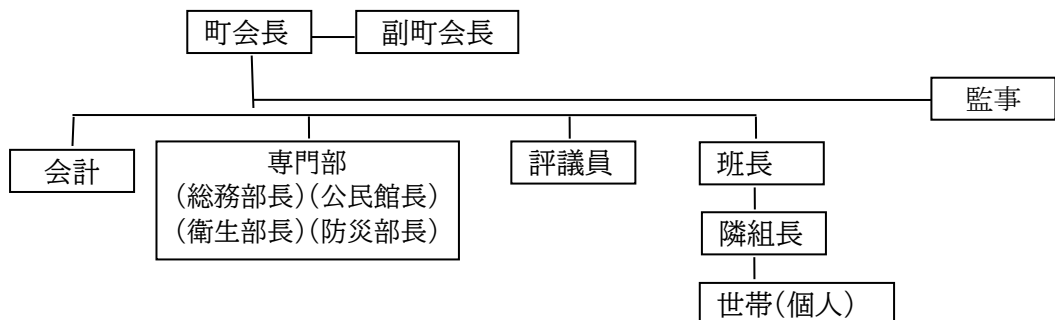
町会の目的 (規約第4条)

地域の歴史と伝統を尊重し、安全で快適な住みよい町づくりに努め、この区域内の住民相互の支え合い、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

町会の事業 (規約第5条)

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する事。
- (4) 会員の福祉厚生に関する事。
- (5) 本町会の保有財産の管理運営に関する事。
- (6) 地域の伝統的行事や文化の維持継承への協力に関する事。
- (7) その他、本町会の目的を達成するために必要なこと。

町会の組織 (規約第11条) (細則第10条)



2. 入会金と町会費などについて

【入会金】：30,000円（新規入会） 又は 27,000円（町内借家→持家）

町会運営上、入会時には入会金のお支払をお願いしております。
入会金のお支払い日を隣組長にご連絡ください。

【入会金以外の集金について】

- ・町会費：年間で8,000円です。（上期：4,000円《6月集金》、下期：4,000円《10月集金》）
- ・その他：各種募金などの任意集金があります。

笹賀下二子町会入会申込書（持家世帯用）

笹賀下二子町会長 殿

2019年4月1日改正

この度、「笹賀下二子町会のご案内」に書かれている趣旨を了承し、笹賀下二子町会に入会します。

年 月 日

(フリガ) (代表者)氏名 印	世帯構成員（家族又は同居人）の名前 世帯（代表者を除き、名前のみ記入） ※1						
住所 松本市							
班 組	転居前の状況（該当を○で囲んでください） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">区域外からの転入</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">区域内</td> <td style="width: 50%;">借家からの転居</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">班 組</td> <td style="text-align: center;">持家からの転居</td> </tr> </table>	区域外からの転入		区域内	借家からの転居	班 組	持家からの転居
区域外からの転入							
区域内	借家からの転居						
班 組	持家からの転居						
電話番号 — —							

※1：世帯を構成する人のお名前をご記入願います。（単身の場合は、「なし」と記入）

※入会申込書の個人情報は、笹賀下二子町会個人情報管理規則に従い、適正に管理致します。

入会金を下記の方法で納入いたします。

支払方法

支払い方法	現金支払い 【¥30,000円（新規入会） / ¥27,000円（町内借家→持家）】
-------	--

以上

（町会使用欄）

町会長	/	会計	/	総務部長	/	←	班長	/	隣組長	/	入会金	_____円
-----	---	----	---	------	---	---	----	---	-----	---	-----	--------

（班長記入 → 総務部長 → 会計 → 町会長）